

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 しょうがい福祉課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 長し福第 58 号
委 託 業 務 名 称	しょうがい者相談支援機能強化事業委託
委 託 業 務 場 所	長浜市小堀町32-3
業 務 の 概 要	相談支援を通してニーズを把握し、福祉圏域における実情と課題を整理したうえで自立支援協議会等を通じて、各関係機関との情報共有を図る。 基幹相談調整センターが開催する調整会議への出席、研修会開催に係る協力、相談支援専門員に対する専門的指導、助言を行う。
履 行 期 間	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月 31日まで
契 約 年 月 日	令和4年 4月 1日
契 約 額 (税 込)	2, 884, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 滋賀県守山市守山町168-1 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 滋賀県障害児協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。